

電子競争入札心得

北川村

(目的)

第1条 建設工事等の電子競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、北川村財務規則（昭和44年1月28日規則第2号。以下「規則」という。）その他の法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札参加資格)

第2条 電子入札に参加できる者は、次のとおりとする。

- 1 一般競争入札においては、別に定める方法により一般競争入札参加資格確認申請書その他必要な書類を提出した者。
- 2 指名競争入札においては、指名通知を受けた者。

(入札の基本的事項)

第3条 入札参加者、又はその代理人（以下「入札者」という。）は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

- 2 入札者は、仕様書、設計書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 3 開札は、公告又は指名通知で定める日時に、電子入札システムにより行う。
- 4 入札期限を過ぎても入札を行わなかった者は、入札の辞退があったものとして取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第4条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の方法)

第5条 入札参加者は、一般競争入札においては公告で定める入札期間に、指名競争入札においては指名通知書で別に定める日から入札期限までの間に（以下いずれも「入札期間」という。）、電子入札システムの入力画面から入札金額を登録するものとする。ただし、北川村が別の方法によることを指示した場合には、この限りではない。

2 入札金額の登録と合わせて、電子入札システムの仕様で定める方法により、電子くじで使用するくじ番号を登録するものとする。

3 第1項の規定によらず、紙の入札書による入札を行う場合は、別に定めるところにより入札書（別記第1号様式をいう。以下同じ。）を提出しなければならない。

4 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることはできない。

1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。

5 電子入札に参加した者（以下「入札者」という。）は、既に行った入札の取替え又は訂正をすることはできない。

(入札の辞退)

第6条 入札参加者又は入札者は、入札期間中に、行おうとする入札又は既に行った入札について、電子入札システムにより辞退することができる。（開札日が同日の指名競争入札及び一般競争入札において、開札日の前日までに、別記第2号様式の提出により、辞退した場合を含む。）。

2 第5条第3項による入札を行う者又は既に行った者は、入札期間中に、行おうとする入札又は既に行った入札について、別記第2号様式の提出により辞退することができる。

3 入札を辞退したものは、これを理由として、以後の指名等について不利益な取扱を受けないものとする。

(無効の入札)

第7条 次の各項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1 第5条第3項による入札の場合

- (1) 入札者の記名及び押印（押印を省略する場合は、責任者氏名、担当者氏名又は連絡先（電話番号））を欠く入札書。
- (2) 誤字や脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。
- (3) 入札の金額が未記入の入札書。
- (4) 入札の金額の訂正が行われた入札書。
- (5) 押印を省略した場合に訂正や文字の挿入を行った入札書
- (6) 押印を省略した場合に開札時の連絡先への電話により責任者若しくは担当者の在籍確認が行えなかった入札書により行われた入札。
- (7) 明らかに談合によると認められる入札。

2 その他

- (8) その他入札に関する諸条件に違反した入札。

(失格の入札)

第8条 次の各項のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をしたとき（落札決定前に入札者が入札に参加する資格を喪失した場合を含む。）
- (2) 予定価格事前公表の入札において、予定価格を上回る価格の入札をしたとき
- (3) 最低制限価格を下回る価格の入札をしたとき
- (4) 電子くじに参加しないとき

(入札の取止め等)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取止め又は当該入札者を入札に参加させないことがある。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 電子入札システムに障害が発生したとき（電子証明書の紛失・破損又は使用機器の不具合等、入札参加者の責によるものは除く。）。
- (3) 入札者が談合し、又は不穩の行動をする等の場合において、入札を

公正に執行することができないと認められるとき。

(落札の決定の方法)

第10条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、工事又は製造の請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の場合において、落札となる入札があったときは、業務名又は業務番号、入札記載金額に、100分の10を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。
- 3 落札となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

(再度入札等)

第11条 開札した場合において、落札とすべき入札がないときは、原則として開札日の翌日（閉庁日を含まない。）に再度の入札を行う。なお、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となったときは、この限りではない。

- 2 再度入札は、2回（初度入札を含めて3回）まで行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札者は再度入札に参加することができないものとする。
 - (1) 第3条第4項の規定に基づき辞退したとして取り扱われたとき。
 - (2) 第6条第1項及び第2項の規定により辞退したとき。
 - (3) 第7条に該当し、無効とされたとき。
- 4 再度入札において、前回の入札の最低入札価格以上の価格を記入した入札者は、辞退の意思表示があったものとして取り扱うものとする。

この場合において、次回の再度入札に参加することができない。
- 5 前各号の規定による第3回目の入札までに競争の意義が失われた場合（ただ一人の入札をいう。）又は3回入札しても落札者がいない場合（以

下「入札不調」という。)において、第2項の規定による第3回目(競争性が失われた場合には、第1回目又は第2回目。以下この項において同じ。)の入札における最低の価格を持って入札した者(無効扱いとされた者及び失格となった者を除く。)は、速やかに第3回目の入札時の見積根拠資料を提出しなければならない。

(更改入札等)

第12条 入札不調の場合は、新たに入札参加者を指名して入札(以下「更改入札」という。)を行う。

2 更改入札を行っても、なお落札者がいないときは、当初入札及び更改入札を通じて最低価格(失格者及び辞退者を除く。)から順次に随意契約の折衝を行うことがある。

3 前条第5項の規定は、前項のなお落札者がいない場合に準用する。

(契約の確定)

第13条 契約書を作成する場合にあっては、契約当事者双方が記名押印したときに当該契約は確定する。

ただし、予定価格が5千万円以上の契約については、いったん附帯条件付きの仮契約書に契約当事者双方が記名押印して仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成5年5月6日条例第12号)の定めるところにより、北川村議会の議決を経た後に、落札者等に効力発生通知を行うことにより本契約として確定する。

(契約保証金)

第14条 落札者は、契約の締結の際に規則第97条の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第98条の規定により免除された場合は、この限りでない。

(異議の申立)

第15条 入札者は、入札後この心得又はあらかじめ示された入札条件、仕様

書、設計書、図面、契約書、現場条件等についての不明を理由として意義を申し立てることはできない。

(その他)

第 16 条 落札者は、落札決定後速やかに課税事業者届出書又は免税事業者届出書を作成し、提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

この心得は、平成 6 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に指名発表するものから適用する。

附 則

(施行期日等)

この心得は、平成 2 1 年 8 月 1 0 日から施行し、同日以後に指名発表するものから適用する。

附 則

(施行期日等)

この心得は、平成 2 5 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に指名発表するものから適用する。

附 則

(施行期日等)

この心得は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に指名発表するものから適用する。